

令和元年琴浦町事業レビュー対象事業選考について（案）

1. 選考方法

第2回の委員会にて、次の①及び②の候補より対象事業を選考する。

①事務局による選考

事業レビュー対象事業の選定にあつては、町に裁量がある事業であつて、下記の先行の視点により、これまでの予算編成、サマーレビューを実施してきた中、優先度の高いものを事務局より対象候補を選考させていただきます。

②委員による選考

町より選考に必要となる参考資料を送付し、その中より委員が対象とするべき事業の候補を選出いただき、事務局へ事前に報告いただく。

2. 事業の選考の視点等

対象事業区分（1）より、下記の選考の視点を参考として、選考を行っていただく。

（1）事業レビューの対象事業区分

事業区分	レビュー対象	業務内容
A		法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務
B	○	法律や政令で実施が求められているモノの、その実施内容や実施方法、実施体制については町に委ねられている業務
C	○	法令の規定がない、もしくは規定による制約が小さく、町の判断により実施している業務
D	○	施設の維持管理に係る業務
E		内部管理業務のうち、施設の維持管理業務以外の業務

（2）選考の視点

- ① 事業開始期と比較して、事業を取り巻く社会情勢が変化しているもの
- ② トータルコストで職員人件費が占める割合が高いもの
- ③ 公共の利益、公費負担の観点で住民に問うべきもの
- ④ 補助金のうち、団体の運営経費を支援するもの
- ⑤ 民間でも同様の業務を行っているもの
- ⑥ その他、意見を受けるべきと考えるもの